

縣	第一類地		第二類地		計
	田	畑	原野	雜種地	
京都府	96,847.00	67,910.29	4,101.00	0.00	168,858.29
新加坡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滋賀縣	2,950.00	2,510.00	0.00	0.00	5,460.00
青森縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廣島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香川縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	99,797.00	70,420.29	4,101.00	0.00	174,318.29

縣	第一類地		第二類地		計
	田	畑	原野	雜種地	
京都府	96,847.00	67,910.29	4,101.00	0.00	168,858.29
新加坡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滋賀縣	2,950.00	2,510.00	0.00	0.00	5,460.00
青森縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廣島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香川縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	99,797.00	70,420.29	4,101.00	0.00	174,318.29

縣	第一類地		第二類地		計
	田	畑	原野	雜種地	
京都府	96,847.00	67,910.29	4,101.00	0.00	168,858.29
新加坡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滋賀縣	2,950.00	2,510.00	0.00	0.00	5,460.00
青森縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廣島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香川縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	99,797.00	70,420.29	4,101.00	0.00	174,318.29

明治二十五年兩年度地租改正未濟地比較表

明治二十五年年度所得稅表

縣	第一類地		第二類地		計
	田	畑	原野	雜種地	
京都府	96,847.00	67,910.29	4,101.00	0.00	168,858.29
新加坡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滋賀縣	2,950.00	2,510.00	0.00	0.00	5,460.00
青森縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廣島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香川縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	99,797.00	70,420.29	4,101.00	0.00	174,318.29

縣	第一類地		第二類地		計
	田	畑	原野	雜種地	
京都府	96,847.00	67,910.29	4,101.00	0.00	168,858.29
新加坡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滋賀縣	2,950.00	2,510.00	0.00	0.00	5,460.00
青森縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廣島縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香川縣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	99,797.00	70,420.29	4,101.00	0.00	174,318.29

明治二十四兩年度地租改正未濟地比較表 明治二十五年年度所得稅表



附 錄

縣名	一 等		二 等		三 等		四 等		五 等		計
	稅額	人員	稅額	人員	稅額	人員	稅額	人員	稅額	人員	
秋田縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
福井縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
石川縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
富山縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
島根縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
岡山縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
廣島縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
山口縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
和歌山縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
德島縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
香川縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
愛媛縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
高知縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
福岡縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
大分縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
佐賀縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
熊本縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
鹿兒島縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
宮崎縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
沖繩縣	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	1,261,000	195	5,044,000
合計	12,610,000	1,950	12,610,000	1,950	12,610,000	1,950	12,610,000	1,950	12,610,000	1,950	50,440,000

稅關別 二十五兩年度輸出入比較表

關名	輸 入		輸 出		比較
	二十五年度分	二十四年度分	二十五年度分	二十四年度分	
橫濱關	1,691,646.85	1,740,918.88	1,377,258.33	1,377,258.33	增加
神戶關	3,353,000.00	3,690,657.84	1,545,008.89	1,545,008.89	減少
大阪關	2,244,451.91	1,949,031.91	7,507,071.31	7,507,071.31	增加
長崎關	2,845,258.66	3,102,971.33	2,577,112.77	2,577,112.77	減少
函館關	1,766,441.00	1,631,242.66	1,350,151.94	1,350,151.94	增加
新函館關	1,273,216.00	1,481,044.00	766,125.66	766,125.66	增加
合計	12,338,856.28	12,331,575.14	12,677,778.83	12,677,778.83	減少

明治二十五年內國稅滯納處分表

第一表 其一

地 租 之 部

縣名	稅額	人員	納期限ヲ過キテ完納セザルモノ		徴收法第十三條ノ報告ヲ受ケタルモノ		督促令狀ヲ發シタルモノ		命命書ヲ發シタルモノ		命命書ヲ發シタル後シタルモノ		命命書ヲ發シタル後シタルモノ		命命書ヲ發シタル後シタルモノ		命命書ヲ發シタル後シタルモノ	
			納期限ヲ過キテ完納セザルモノ	徴收法第十三條ノ報告ヲ受ケタルモノ	督促令狀ヲ發シタルモノ	命命書ヲ發シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ	命命書ヲ發シタル後シタルモノ
北海道廳	5,335,757.77	76,743	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33	1,676,743.33
東京府	1,554,333.33	23,313	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33	1,554,333.33
京都府	6,554,333.33	96,813	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33	6,554,333.33
大阪府	8,654,333.33	127,813	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33	8,654,333.33
神奈川縣	2,335,757.77	34,943	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77	2,335,757.77

稅關別 二十五兩年度輸出入比較表

明治二十五年內國稅滯納處分表



































附 録

人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	
12,000	1,000	10,000	800	8,000	600	6,000	400	4,000	200	2,000	100	1,000	50	500	20	200	10	100	5	50

明治二十五年内國稅滯納處分表

附 録

人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	
10,000	800	8,000	600	6,000	400	4,000	200	2,000	100	1,000	50	500	20	200	10	100	5	50	2	20







附 録

郡縣	納期限ヲ セサルモ	徴收法第 十三條ノ 報告ヲ受 ケタルモ	督促令狀 ヲ發シタ ルモ	督促令狀ヲ發 シタル後 シタルモ	財産差押 命令ヲ發 シタルモ	命書ヲ發 シタル後 以前ニ完 納シタル モ	財産差押 ヲ爲シタ ルモ	財産差押後 以前ニ完 納シタル モ	財産差押 ノ公告ヲ 爲シタル モ	財産差押 ヲ執行シ タルモ	處分法第 九條ニ依 ルモ	處分法第 五條ニ依 ルモ
奈良縣	5,500	10,000	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
三重縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
愛知縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
靜岡縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
山梨縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
滋賀縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
岐阜縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
長野縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
宮城縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
福島縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
岩手縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
青森縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
山形縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

附 録

郡縣	納期限ヲ セサルモ	徴收法第 十三條ノ 報告ヲ受 ケタルモ	督促令狀 ヲ發シタ ルモ	督促令狀ヲ發 シタル後 シタルモ	財産差押 命令ヲ發 シタルモ	命書ヲ發 シタル後 以前ニ完 納シタル モ	財産差押 ヲ爲シタ ルモ	財産差押後 以前ニ完 納シタル モ	財産差押 ノ公告ヲ 爲シタル モ	財産差押 ヲ執行シ タルモ	處分法第 九條ニ依 ルモ	處分法第 五條ニ依 ルモ
秋田縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
福井縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
石川縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
富山縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
島根縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
鳥取縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
岡山縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廣島縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
山口縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
和歌山縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
徳島縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
香川縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
愛媛縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
高知縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
福岡縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

明治二十五年内國稅滯納處分表



























































北海道廳	差押通貨 賣却代價	裁判所 シテ徵收 シタル 金額	債主等 へ交付 金額	債主等 へ還付 金額	督促令 料	差押調 査及調 製費	評人 ノ料	差押物 ノ運搬 費	訴訟 費	計
東京府	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
京都府	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
大阪府	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000

明治二十五年内國稅滯納處分表

所得稅之部

明治二十五年内國稅滯納處分表

第二表 其二

和歌山縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
德島縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
香川縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
愛媛縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
高知縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
福岡縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
大分縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
佐賀縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
熊本縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
宮崎縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
鹿兒島縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
計	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000

山口縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
廣島縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
岡山縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
島根縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
鳥取縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
富山縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
石川縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
福井縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
秋田縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
山形縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
青森縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
岩手縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
福島縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
宮城縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
長野縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
岐阜縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
滋賀縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
山梨縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
靜岡縣	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000
計	10,000	1,000	10,000	10,000	100	100	100	100	100	10,000



























附 錄

縣	差押通貨 賣却代價	裁判所 シタル 金額	買上代價 官損税金	債主等 金額	債主等 金額	損收入 額	督促令 料	差押調 却調費	深納者 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	評個人 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	差押物件 管又ハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	公告費 要セシ	訴訟ニ 諸費	計
福井縣			11,000			1,100	1,100							11,000
石川縣			11,000			1,100	1,100							11,000
富山縣			11,000			1,100	1,100							11,000
島取縣			11,000			1,100	1,100							11,000
島根縣			11,000			1,100	1,100							11,000
岡山縣			11,000			1,100	1,100							11,000
廣島縣			11,000			1,100	1,100							11,000
山口縣			11,000			1,100	1,100							11,000
和歌山縣			11,000			1,100	1,100							11,000
徳島縣			11,000			1,100	1,100							11,000
香川縣			11,000			1,100	1,100							11,000
愛媛縣			11,000			1,100	1,100							11,000
高知縣			11,000			1,100	1,100							11,000
福岡縣			11,000			1,100	1,100							11,000
大分縣			11,000			1,100	1,100							11,000
佐賀縣			11,000			1,100	1,100							11,000
熊本縣			11,000			1,100	1,100							11,000
宮崎縣			11,000			1,100	1,100							11,000
鹿児島縣			11,000			1,100	1,100							11,000
計			11,000			1,100	1,100							11,000

明治二十五年内國稅滯納處分表 第二表 其八

國立銀行稅之部

計	差押通貨 賣却代價	裁判所 シタル 金額	買上代價 官損税金	債主等 金額	債主等 金額	損收入 額	督促令 料	差押調 却調費	深納者 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	評個人 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	差押物件 管又ハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	公告費 要セシ	訴訟ニ 諸費	計
東京府			11,000			1,100	1,100							11,000
山形縣			11,000			1,100	1,100							11,000
計			11,000			1,100	1,100							11,000

明治二十五年内國稅滯納處分表 第二表 其九

賣藥稅之部

府縣	差押通貨 賣却代價	裁判所 シタル 金額	買上代價 官損税金	債主等 金額	債主等 金額	損收入 額	督促令 料	差押調 却調費	深納者 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	評個人 ハ其主 若シハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	差押物件 管又ハ 賣却者 ハ其主 若シハ 賣却者	公告費 要セシ	訴訟ニ 諸費	計
北海道			11,000			1,100	1,100							11,000
東京府			11,000			1,100	1,100							11,000
京都府			11,000			1,100	1,100							11,000
大阪府			11,000			1,100	1,100							11,000
神奈川縣			11,000			1,100	1,100							11,000
兵庫縣			11,000			1,100	1,100							11,000
計			11,000			1,100	1,100							11,000

明治二十五年内國稅滯納處分表























明治二十五年内國稅滯納處分表

第二表 共十四

北海道水産稅之部		差押通貨賣却代價		裁判所シテ徵收金額		買上代價官損稅金		債主等へ交付金額		債主等へ還付金額		損收入額		督促令料		差押調製費		評價人ノ看守人ハ競入ノ料		差押物件ノ管又ハ賣却ニ要セシ諸費		訴訟ニ要セシ諸費		計		
計	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

明治二十五年内國稅滯納處分表

第二表 共十五

銃獵稅之部		差押通貨賣却代價		裁判所シテ徵收金額		買上代價官損稅金		債主等へ交付金額		債主等へ還付金額		損收入額		督促令料		差押調製費		評價人ノ看守人ハ競入ノ料		差押物件ノ管又ハ賣却ニ要セシ諸費		訴訟ニ要セシ諸費		計		
計	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

明治二十五年内國稅滯納處分表

第二表 共十六

牛馬賣買免許稅之部		差押通貨賣却代價		裁判所シテ徵收金額		買上代價官損稅金		債主等へ交付金額		債主等へ還付金額		損收入額		督促令料		差押調製費		評價人ノ看守人ハ競入ノ料		差押物件ノ管又ハ賣却ニ要セシ諸費		訴訟ニ要セシ諸費		計		
計	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

明治二十五年内國稅滯納處分表































附 録

縣名	納期限ヲ 過キ完納 セサルモ	督促令狀 ヲ發シタル モ	命令書ヲ發 シタル後 以前ニ完納 シタルモ	命令書ヲ發 シタル後 以前ニ完納 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	九條ニ依 リ完納シ タルモ	處分法第 五條ニ係 ルモ
滋賀縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
岐阜縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
長野縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
宮城縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
福島縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
岩手縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
青森縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
山形縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
秋田縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
福井縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
石川縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
富山縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
鳥取縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000

附 録

縣名	納期限ヲ 過キ完納 セサルモ	督促令狀 ヲ發シタル モ	命令書ヲ發 シタル後 以前ニ完納 シタルモ	命令書ヲ發 シタル後 以前ニ完納 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	財産差押 シタルモ	九條ニ依 リ完納シ タルモ	處分法第 五條ニ係 ルモ
島根縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
岡山縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
廣島縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
山口縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
和歌山縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
德島縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
香川縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
愛媛縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
高知縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
福岡縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
大分縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
佐賀縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
熊本縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
宮崎縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
鹿児島縣	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000

明治二十五年年度地方稅清納處分表



明治二十五年地方稅滯納處分表

第一表 其四

計	人員	稅額	納期限ヲ セサルモ	督促令狀 ヲ發シタル モノ	督促令狀ヲ發 シタル後 督促令狀 ヲ發シタル モノ	財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	命令書ヲ發 シタル後 財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	財産差押 ヲ爲シタル モノ	財産差押後 賣却公告 ヲ以前ニ 納シタル モノ	財産賣却 ノ公告ヲ 爲シタル モノ	財産賣却 ヲ執行シ タルモノ	財産ヲ買 上ケタル モノ	處分法第 九條ニ依 リ完納シ タルモノ	處分法第 五條ニ係 ルモノ
人員	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
稅額	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
納期限ヲ セサルモ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀ヲ發 シタル後 督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
命令書ヲ發 シタル後 財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 ヲ爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押後 賣却公告 ヲ以前ニ 納シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ノ公告ヲ 爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ヲ執行シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産ヲ買 上ケタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 九條ニ依 リ完納シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 五條ニ係 ルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

戸數割之部 家屋稅ヲ合算ス

北海道	東京府	京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	長崎縣	新潟縣
人員	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
稅額	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
納期限ヲ セサルモ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀ヲ發 シタル後 督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
命令書ヲ發 シタル後 財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 ヲ爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押後 賣却公告 ヲ以前ニ 納シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ノ公告ヲ 爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ヲ執行シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産ヲ買 上ケタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 九條ニ依 リ完納シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 五條ニ係 ルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

附 錄

埼玉縣	千葉縣	茨城縣	群馬縣	栃木縣	奈良縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	山梨縣	滋賀縣	岐阜縣	長野縣	宮城縣	福島縣
人員	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
稅額	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
納期限ヲ セサルモ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
督促令狀ヲ發 シタル後 督促令狀 ヲ發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
命令書ヲ發 シタル後 財産差押 命令書ヲ 發シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押 ヲ爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産差押後 賣却公告 ヲ以前ニ 納シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ノ公告ヲ 爲シタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産賣却 ヲ執行シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
財産ヲ買 上ケタル モノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 九條ニ依 リ完納シ タルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
處分法第 五條ニ係 ルモノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

明治二十五年地方稅滯納處分表







































































































營業人員	營業人員		派出日數		旅費金額	營業人員	營業人員		派出日數		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外			分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外	
網山縣	二二七	五五五	一〇五	七二五	二八四〇〇	二五〇	六〇八	八四日	五一七	二〇六八〇〇	
廣島縣	二二八	四九五	四〇	一〇五	四二〇〇〇	一五九	三〇四	三四日	八八六	三五四四〇〇	
山口縣	二二八	四九五	三〇	一〇五	二二四〇〇	一九〇	三〇七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
和歌山縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
德島縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
香川縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
愛媛縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
高松縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
福岡縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
大分縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
佐賀縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
熊本縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
宮崎縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
鹿兒島縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
沖繩縣	三三八	七五三	三〇	一〇五	一四〇〇〇	一〇一	二八七	一七九	五七	二八四〇〇〇	
計	七二八八	一八九九七	三三四	一〇六九九	四二七五三	四九二	八七五	六六七日	三三三	九二八六	

明治二十四年度船檢査成績表

場	場		派出日數		旅費金額	船	船		派出日數		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外			分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外	
東京府	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
大阪府	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
京都府	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
神奈川府	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
兵庫縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
長崎縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
新潟縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
埼玉縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
茨城縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
群馬縣	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
東京府	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	
計	二	二	四日	六日	二四〇〇	七二	二八八	六日	一〇	二四〇〇	

明治二十四年度米商會所檢査成績表

營業人員	營業人員		派出日數		旅費金額	船	船		派出日數		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外			分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外	
東京府	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
大阪府	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
京都府	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
神奈川府	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
兵庫縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
長崎縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
新潟縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
埼玉縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
茨城縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
群馬縣	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
東京府	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	
計	九	一六	九日	一六日	二八〇〇	九五	三〇三	一七	一五六	六二四〇〇	

明治二十四年度米商會所檢査成績表

明治二十四年度船檢査成績表



明治二十四年度車檢査成績表

縣	輛數		派員		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外	
東京府	八八二五	二七九六	一〇〇	一	五二〇〇
大阪府	三二〇六	一五九〇	八七	一	五二〇〇
京都府	一一八八	三九七六	一九	一	五二〇〇
神奈川縣	一五八二	四一六一	一三	一	五二〇〇
長崎縣	二〇〇一	三三三三	一三	一	五二〇〇
新潟縣	三九四七	一七四七	一	一	五二〇〇
茨城縣	三二九四	四五一六	一	一	五二〇〇
群馬縣	三二七三	二九六三	一	一	五二〇〇
栃木縣	三九六四	三三九七	一	一	五二〇〇
茨城縣	五六一五	一一九五	一	一	五二〇〇
群馬縣	五七五二	一七六五	一	一	五二〇〇
栃木縣	一九七四	一四七四	一	一	五二〇〇
茨城縣	七六八七	五〇二二	一	一	五二〇〇
群馬縣	九九五五	六九五九	一	一	五二〇〇
愛知縣	一四六二	三三七三	一	一	五二〇〇
靜岡縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
山梨縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
滋賀縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
岐阜縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
長野縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
富山縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
石川縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
福井縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
秋田縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
山形縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
青森縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
岩手縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
福島縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
宮城縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
茨城縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
香川縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
愛媛縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
高知縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
福岡縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
佐賀縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
熊本縣	一七六六	五六一〇	一	一	五二〇〇
鹿兒島縣	一三九四	二四四〇	一	一	五二〇〇
計	三一九七〇八	七六五五三三	一三七九	七〇六三	二二七七八六

明治二十四年度牛馬賣買免許人檢査成績表

縣	人員		派員		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	分署所在地	同所在地外	
東京府	五	四五〇	一	三	一三〇〇
大阪府	一	一	一	一	一三〇〇
京都府	一	一	一	一	一三〇〇
神奈川縣	一	一	一	一	一三〇〇
長崎縣	一	一	一	一	一三〇〇
新潟縣	一	一	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一	一	一三〇〇
計	三八七	一六三六	二二	七九	三二一六〇

明治二十四年度印紙賣捌檢査成績表

縣	派員		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	
東京府	一	一	一三〇〇
大阪府	一	一	一三〇〇
京都府	一	一	一三〇〇
神奈川縣	一	一	一三〇〇
長崎縣	一	一	一三〇〇
新潟縣	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一三〇〇
計	一	一	一三〇〇

明治二十四年度雜件檢査成績表

縣	派員		旅費金額
	分署所在地	同所在地外	
東京府	一	一	一三〇〇
大阪府	一	一	一三〇〇
京都府	一	一	一三〇〇
神奈川縣	一	一	一三〇〇
長崎縣	一	一	一三〇〇
新潟縣	一	一	一三〇〇
茨城縣	一	一	一三〇〇
群馬縣	一	一	一三〇〇
栃木縣	一	一	一三〇〇
計	一	一	一三〇〇

明治二十四年度車檢査成績表

明治二十四年度牛馬賣買免許人檢査成績表

明治二十四年度印紙賣捌檢査成績表























附 錄

職 位	判	任	官	俸給月額	月給	日給	日給月額	人員	俸給月額合計
一級	1人			17,200	1,200	15	17,200	1	17,200
二級	1人			15,000	1,000	14	15,000	1	15,000
三級	1人			13,000	900	13	13,000	1	13,000
四級	1人			11,000	800	12	11,000	1	11,000
五級	1人			9,000	700	11	9,000	1	9,000
六級	1人			7,000	600	10	7,000	1	7,000
七級	1人			5,000	500	9	5,000	1	5,000
八級	1人			3,000	400	8	3,000	1	3,000
九級	1人			2,000	300	7	2,000	1	2,000
十級	1人			1,000	200	6	1,000	1	1,000
計	10人			70,000	5,000	100	70,000	10	70,000
一級	1人			17,200	1,200	15	17,200	1	17,200
二級	1人			15,000	1,000	14	15,000	1	15,000
三級	1人			13,000	900	13	13,000	1	13,000
四級	1人			11,000	800	12	11,000	1	11,000
五級	1人			9,000	700	11	9,000	1	9,000
六級	1人			7,000	600	10	7,000	1	7,000
七級	1人			5,000	500	9	5,000	1	5,000
八級	1人			3,000	400	8	3,000	1	3,000
九級	1人			2,000	300	7	2,000	1	2,000
十級	1人			1,000	200	6	1,000	1	1,000
計	10人			70,000	5,000	100	70,000	10	70,000

明治二十六年四月一日現在府縣間直稅署同分署職員表其二(月給額、日給額、俸給額一覽表之部)

職 位	人 數	俸 給
一級	1	17,200
二級	1	15,000
三級	1	13,000
四級	1	11,000
五級	1	9,000
六級	1	7,000
七級	1	5,000
八級	1	3,000
九級	1	2,000
十級	1	1,000
計	10	70,000

附 錄

職 位	大 阪 府	神 奈 川 縣	兵 庫 縣	長 崎 縣	新 潟 縣	埼 玉 縣	千 葉 縣	茨 城 縣	群 馬 縣	栃 木 縣	奈 良 縣	三 重 縣	愛 知 縣	靜 岡 縣
一級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

明治二十六年四月一日現在府縣直間稅署同分署職員表








4/3/26

計	沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	
一			人	四五十二
二			人	四十二
三			人	四十五
四			人	四十三
五			人	四十二
六			人	四十一
七			人	四十四
八			人	四十九
九			人	四十八
十			人	四十七
十一			人	四十七
十二			人	四十七
十三			人	四十七
十四			人	四十七
十五			人	四十七
十六			人	四十七
十七			人	四十七
十八			人	四十七
十九			人	四十七
二十			人	四十七
二十一			人	四十七
二十二			人	四十七
二十三			人	四十七
計			計	
一			人	四十四
二			人	四十三
三			人	四十三
四			人	四十二
五			人	四十二
六			人	四十二
七			人	四十二
八			人	四十二
九			人	四十二
十			人	四十二
十一			人	四十二
十二			人	四十二
十三			人	四十二
十四			人	四十二
十五			人	四十二
十六			人	四十二
十七			人	四十二
十八			人	四十二
十九			人	四十二
二十			人	四十二
二十一			人	四十二
二十二			人	四十二
計			計	

明治二十七年三月二十四日印刷  
 明治二十七年三月二十六日發行

印刷者 印刷局  
 主稅局







194  
301



